

神奈川県ボランティア活動推進基金審査会

平成26年10月31日 14:00~20:15

(開会)

【基金事業課長】 予定開始時間よりも早いですが、皆さんおそろいですので、審議時間の方を長くとりたいと思ひまして、始めさせていただきます。

本日は、茨木委員と中島孝夫委員が御欠席でございます。

本日の審査会から徳永委員に御参加いただきます。徳永委員への委嘱状交付のあと、2時45分までプレゼン審査において、審査会として確認すべき事項の御検討をお願いします。3時から5時40分まで3階301会議室においてプレゼン審査。その後、この会議室にお戻りいただきまして、来年度事業として採択するかどうかについて御審議いただきます。

最後に、次第に記載の審議事項(2)と事務局からの報告事項がございます。では、会長宜しく申し上げます。

【長坂会長】 どうも。長坂です。宜しくお願ひ致します。

それでは、これから平成26年度第2回神奈川県ボランティア活動推進基金審査会を開催いたします。今日の審査会は率直な御意見を皆さんからお聴きして公平な審査をする必要がありますので、神奈川県情報公開条例第25条第1項第1号及び第2号に該当するということで、この会議については非公開とさせていただきます。しかし、3階で行われますこのあとのプレゼンテーション審査につきましては公開になります。

(新委員の紹介及び委嘱状交付)

【長坂会長】 では、新委員のご紹介と委嘱状の交付をさせていただきます。5月に退任されました松岡委員の後任として、本日から徳永さまに神奈川県ボランティア活動推進基金審査会委員に御就任いただきます。

宜しくお願ひいたします。

(かながわ県民活動サポートセンター所長より、徳永委員に委嘱状交付)

【長坂会長】 徳永さんはこれまでNPOのファンドレイジング力の向上に御尽力をされておられまして、現在、特定非営利活動法人日本ファンドレイジング協会の事務局長をされておられます。恐れ入りますが、一言いただきたいと

思います。

【徳永委員】 日本ファンドレイジング協会の徳永でございます。皆様どうぞよろしくお願いいたします。私ども「ファンドレイジング」、直訳しますと「資金調達」ということで、民間の非営利団体のみなさまが広く地域の皆様や、さらにもっと広いところから善意のこもったお金を、これを行政からでなく、他でも期待と善意のこもったお金という風に理解しておりますけども、いろんな形で資金を調達しながら活動を更に発展させていくにはどうしたらいいだろうか、みたいなことをNPOの皆様にはどうやったらそういったことが上手にできますか、みたいなことを先行事例のご紹介も含めて、みなさんと一緒に考え、また、広く一般の方には、そういう民間の大事な活動に対して御自身の社会貢献のひとつとして寄付という形で貢献していただくみたいなことを推薦させていただくような取組みをしております。

今日のまさにこういう審査のお仕事に関わらせていただいたのはですね、民間の非営利セクターの皆さんがですね、こういうお金を大事に元手として更にいい活動をなさっていただいたらいいなあという気持ちを持ってここにあります。ひとつ宜しくお願いいたします。

（審議事項1 平成27年度協働事業負担金（継続）の協議対象事業選考）

【長坂会長】 さっそくですが、審議事項1 平成27年度協働事業負担金継続の討議に入りたいと思います。今日は3時からプレゼンテーションで、逆算しますと2時45分までに議事の全てを終えて、主担当と副担当でどういう質問をするかなどを打合せいただく必要があります。

（基金事業課長から以下について説明）

- ・協働事業負担金の応募状況（資料1）
- ・協働事業負担金の審査スケジュール（資料2）
- ・協働事業負担金応募案件と、うちプレゼン対象事業（資料3）
- ・協働事業負担金の来年度予算額に関する試算（資料4）
- ・本日のスケジュール、プレゼン審査の流れ

（事務局から以下について説明）

- ・幹事会事前調査結果（資料5）
- ・来年度提案内容と今年度事業との比較（資料6）

(委員による審議)

- ・平成27年度協働事業負担金(継続)への提案事業に対するプレゼンテーション審査時の確認事項について検討

(プレゼンテーション審査)

- ・平成27年度協働事業負担金(継続)への提案事業に対するプレゼンテーション審査

(委員による審議)

- ・平成27年度協働事業負担金(継続)への提案事業に対するプレゼンテーション審査の結果を受け、各提案事業について継続の可否、交付する負担金額について審議
- ・審議結果は、次回審査会で発表

(審議事項2 「かながわボランティア活動推進基金 21 条例に規定する事業の実施に係る要綱」の改正について)

(事務局から説明)(資料7)

- ・5月15日に開催された神奈川県ボランティア活動推進基金審査会・幹事会合同会議における議に基づき、委員・幹事との間に特に深い利害関係のあるボランティア団体等は、協働事業負担金、ボランティア活動補助金及びボランティア団体成長支援事業に応募することができず、並びにボランティア活動奨励賞の表彰を受けることができない旨の規定を、かながわボランティア活動推進基金 21 条例に規定する事業の実施に係る要綱に追加する。
- ・応募資格等の制限される利害関係の範囲は、資料7記載のとおり

(委員による審議)

- ・要綱案第4条第4号中「給与を支給されている常勤職員」の「常勤」の定義が不明確
- ・今回の改正の趣旨は、委員・幹事と利害関係のある団体の審査について県民から疑念を抱かれないこと
- ・よって、要綱案第4条第4号中「常勤」を削る。

(報告事項 神奈川県ボランティア活動推進基金審査会の公募委員選任に関する件)

(事務局から以下について報告)

- ・ 5月15日に開催された神奈川県ボランティア活動推進基金審査会・幹事会合同会議における議に基づき、次期審査会における公募委員への委嘱に向けて検討を進めている。
- ・ 検討の現状は、資料8記載のとおり

(閉会)